

議第91号

高山市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例について

高山市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成27年12月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

住民基本台帳法の改正等に伴い制定しようとする。

高山市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例

高山市住民基本台帳カード利用条例（平成15年高山市条例第6号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（高山市印鑑条例の一部改正）

2 高山市印鑑条例（昭和52年高山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p><u>（印鑑登録カード）</u></p> <p><u>第7条の2 印鑑の登録を受けた者は、法第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の交付を受けている場合は、当該住基カードを印鑑登録証として利用する旨の申請をすることができる。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の申請に基づき、規則の定めるところにより、印鑑の登録を受けている者を識別するための事項を記録した住基カード（以下「印鑑登録カード」という。）を交付するものとする。</u></p> <p><u>3 印鑑登録カードの有効期限は、前項に規定する住基カードが有効である期間までとする。</u></p>	
<p><u>（印鑑登録証又は印鑑登録カードの再交付）</u></p> <p>第8条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、<u>印鑑登録証又は印鑑登録カード</u>が著しく汚染し又はき損したときは、市長に印鑑登録証又は印鑑登録カードの再交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の申請は、<u>印鑑登録証又は印鑑登録カード</u>を添えて書面でしなければならない。</p> <p>3 市長は、<u>印鑑登録証又は印鑑登録カード</u>の再交付の申請があつたときは、印鑑登録証又は</p>	<p><u>（印鑑登録証の再交付）</u></p> <p>第8条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、<u>印鑑登録証</u>が著しく汚染し又は毀損したときは、市長に印鑑登録証の再交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の申請は、<u>印鑑登録証</u>を添えて書面でなければならない。</p> <p>3 市長は、<u>印鑑登録証</u>の再交付の申請があつたときは、<u>印鑑登録証及び印鑑登録原票</u>の登録</p>

印鑑登録カード及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該申請をした者に対して直接に印鑑登録証又は印鑑登録カードを交付するものとする。

(印鑑登録証又は印鑑登録カードの亡失届)

第9条 印鑑の登録を受けている者は、印鑑登録証又は印鑑登録カードを亡失したときは、直ちに市長にその旨を書面で届け出なければならない。

2 (略)

3 印鑑登録証又は印鑑登録カードの登録番号が判読できないときは、前2項の規定を準用する。

(印鑑登録証明書の申請)

第10条 (略)

2 前項の申請は、印鑑登録証又は印鑑登録カードを添えて書面でしなければならない。

3 市長は、第1項の申請があつたときは、印鑑登録証又は印鑑登録カード及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。

4 印鑑登録カードによる申請があつたときは、規則の定めるところにより、暗証番号を照合して印鑑登録証明書を交付するものとする。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続さ

事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該申請をした者に対して直接に印鑑登録証を交付するものとする。

(印鑑登録証の亡失届)

第9条 印鑑の登録を受けている者は、印鑑登録証を亡失したときは、直ちに市長にその旨を書面で届け出なければならない。

2 (略)

3 印鑑登録証の登録番号が判読できないときは、前2項の規定を準用する。

(印鑑登録証明書の申請)

第10条 (略)

2 前項の申請は、印鑑登録証を添えて書面でなければならない。

3 市長は、第1項の申請があつたときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者で、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報シ

れた民間事業者が設置する端末機をいう。)に印鑑登録カード及び暗証番号(暗証として入力された4桁のアラビア数字をいう。以下同じ。)を使用して必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。

(暗証番号の登録)

第10条の3 前条の規定により印鑑登録証明書の交付の申請をしようとする印鑑の登録を受けている者は、あらかじめ市長に暗証番号の登録の申請を書面でしなければならない。

2 第4条の規定は、前項の規定による申請の確認について準用する。この場合において、同条中「印鑑の登録」とあるのは、「暗証番号の登録」と、「登録申請者」とあるのは、「暗証番号の登録申請者」と読み替えるものとする。

3 市長は、前項の規定による確認をしたときは、当該暗証番号を登録するものとする。

4 市長は、登録した暗証番号を厳重に管理しなければならない。

5 第3項の規定により暗証番号の登録を受けた印鑑の登録を受けている者(以下「暗証番号登録者」という。)は、その登録を受けた暗証番号(以下「登録暗証番号」という。)

システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。)の提供を受けている者は、自ら多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機をいう。)に個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)及び利用者証明用電子証明書に係る暗証番号を使用して必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。

を他に漏らしてはならない。

(暗証番号の変更)

第10条の4 暗証番号登録者は、登録暗証番号を変更しようとするときは、市長に登録暗証番号の変更の申請を書面でしなければならない。

- 2 第4条の規定は、前項の規定による申請の確認について準用する。この場合において、同条中「印鑑の登録」とあるのは、「暗証番号の変更登録」と、「登録申請者」とあるのは、「暗証番号の変更登録申請者」と読み替えるものとする。

(暗証番号の廃止)

第10条の5 暗証番号登録者は、登録暗証番号を廃止しようとするときは、市長に廃止の申請を書面でしなければならない。

- 2 第3条第2項の規定は、暗証番号登録者が自ら前項に規定する申請をすることができないときについて準用する。この場合において、同項中「登録申請者」とあるのは、「登録暗証番号の廃止の申請者」と読み替えるものとする。

(暗証番号の登録の抹消)

第10条の6 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該登録暗証番号を抹消しなければならない。

- 2 市長は、第14条の規定により印鑑の登録を抹消した印鑑について暗証番号が登録されているときは、当該暗証番号を抹消しなければならない。

- 3 第14条第2項の規定は、前項の規定による

暗証番号の廃止について準用する。

(印鑑登録の廃止申請)

第12条 (略)

2 前項の申請は、印鑑登録証又は印鑑登録カードを添えて書面でしなければならない。

3～5 (略)

(印鑑登録の抹消)

第14条 (略)

2 (略)

3 市長は、第12条の規定により印鑑の登録の廃止の申請があつたときは、審査し、当該申請に係る印鑑の登録を抹消するものとする。
第9条の規定による印鑑登録証又は印鑑登録カードの亡失の届出があつたときも同様とする。

(印鑑登録の廃止申請)

第12条 (略)

2 前項の申請は、印鑑登録証を添えて書面でしなければならない。

3～5 (略)

(印鑑登録の抹消)

第14条 (略)

2 (略)

3 市長は、第12条の規定により印鑑の登録の廃止の申請があつたときは、審査し、当該申請に係る印鑑の登録を抹消するものとする。
第9条の規定による印鑑登録証の亡失の届出があつたときも同様とする。

(高山市住民基本台帳カード利用条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日において、この条例による廃止前の高山市住民基本台帳カード利用条例（以下「旧カード利用条例」という。）第2条に規定するサービスの提供を受けている者に係る住民基本台帳カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下「住基カード」という。）の利用については、当該住基カードの有効期限又は当該住基カードの所有者が個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受ける時までのいずれか早い時までの間は、なお従前の例による。この場合において、次項の規定によってサービスの申請を行った住基カードの利用についても同様とする。
- 4 この条例の施行の日以後において、この条例の施行の日の前日までに交付された住基カードについては、旧カード利用条例第2条に定めるサービスの一部又は全部の利用の申請を行うことができる。ただし、同条第1号のサービスについて利用の申請を行うことができるのは、同号のサービスを受けるために必要なアプリケーションを搭載した住基カード又は平成24年3月18日以後に発行された住基カードとし、同条第3号のサービスについて利用の申請を行うことができ

るのは、同号のサービスを受けるために必要なアプリケーションを搭載した住基カード又は平成24年3月18日以後に発行された住基カードとする。

(高山市印鑑条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の日の前日において、この条例による改正前の高山市印鑑条例（以下「旧印鑑条例」という。）第7条の2の規定により印鑑の登録を受けている者を識別するための事項を記録した住基カード（以下「印鑑登録カード」という。）の交付を受けている者に係る印鑑登録カードの利用については、この条例の施行の日から印鑑登録カードの有効期限又は印鑑登録カードの所有者が個人番号カードの交付を受ける時までのいずれか早い時までの間は、旧印鑑条例第8条に規定する再交付を除き、なお従前の例による。この場合において、この条例の施行の日以後新たに印鑑登録カードの交付を受ける者に係る印鑑登録カードの利用についても同様とする。
- 6 この条例の施行の日以後において、この条例の施行の日の前日までに交付された住基カードについては、旧印鑑条例第7条の2に規定する申請を行うことができる。
- 7 この条例の施行の日以後において、旧印鑑条例第10条の2の規定による多機能端末機を利用して印鑑登録証明書の交付を受けることができる印鑑登録カードは、旧印鑑条例第10条の3の規定による暗証番号を登録できる印鑑登録カードに限る。この場合において、暗証番号を登録できる印鑑登録カードとは、旧カード利用条例第2条第1号のサービスを受けるために必要なアプリケーションを搭載した印鑑登録カード又は平成24年3月18日以後に発行された住基カードを用いた印鑑登録カードとする。